

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、令和3年6月11日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0611第1号」により、下記の検査項目の一部変更が通知されましたので、下記の通りご案内いたします。

健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。

謹白

記

適用日

- 令和3年6月11日から適用

保険収載内容 一部変更項目

項目	保険点数
TARC	184点

詳細内容

太字下線部が変更されました。

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
TARC	184点	免疫学的 検査判断料 (※6:144点)	「D015」 血漿蛋白 免疫学的検査の「18」	TARC ア <u>アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、月1回を限度として算定できる。</u> イ <u>COVID-19と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。</u>